

令和3年12月3日
土木部交通対策課

放置禁止区域外における放置自転車の撤去に係る警告期間の短縮について

放置禁止区域外の公共の場所において放置自転車を撤去する（以下、「放置禁止区域外撤去」という。）にあたり、当該撤去までに必要としている警告期間を短縮することで、従前より速やかに通行の障害を除去し、良好な都市環境の確保と街の美観の維持を図る。

1 放置禁止区域外撤去の現況と課題

放置禁止区域外撤去では、「江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則」（以下、「規則」という。）第5条により、警告後、3日の経過を待つ必要があり、運用上、警告札を取り付けた日（以下、「札付日」という。）から撤去までに、中3日を挟んでいる。従って、遺棄されているような放置自転車でも迅速な撤去が行えていない。また、土曜日及び日曜日は基本的に放置禁止区域外撤去を行わないため、札付日が火曜日及び水曜日の場合、必要以上の警告期間を要してしまうとともに、翌週月曜日の撤去が多くなり、作業の非効率化を招いている（下表参照）。

表 札付日ごとの警告期間と撤去日（現行）

札付日	警告期間	撤去日
月曜日	中3日	金曜日
火曜日	中5日	翌週月曜日
水曜日	中4日	翌週月曜日
木曜日	中3日	翌週月曜日
金曜日	中3日	翌週火曜日

2 課題の解決に向けて

規則を改正（令和4年4月1日施行予定）し、放置禁止区域外撤去に係る警告期間を3日から1日に短縮することで、作業の迅速化及び効率化を図る（下表参照）。

表 札付日ごとの警告期間と撤去日（警告期間短縮後）

札付日	警告期間	撤去日
月曜日	中1日	水曜日
火曜日	中1日	木曜日
水曜日	中1日	金曜日
木曜日	中3日	翌週月曜日
金曜日	中2日	翌週月曜日

3 周知方法

区報（令和4年3月11日号）及び区ホームページにて周知予定